

# ママキッズなぞい

第6号

H29.11.10



★子どものトラブルに備えて

〜もじもの時に知っておきたい「法律」のこと〜



講師の新田拓巳さん

(新田法務事務所 行政書士)

とても分かりやすく、そして、丁寧にお話をしてくださいました。

10月11日(水)、第6回目のママ&キッズの様子をお伝えします。

今回は、新田 拓巳さんを講師にお招きしました。責任の話(守ってくれるのは法律)を中心に、「自分達が体験したケースに応じた対処法」、や「いざ」といふときの相談先の探し方」について、話を伺いました。



とても真剣にお話を聞いている様子が印象的でした。



## ★ケーススタディー

Q: ショッピングセンターで知らない子どもを噛んでしまった…。親の責任って?

基本的には親の責任になる

責任能力は12〜13歳といわれています。どんなに注意していても免れ得ない場合を除き、ほとんどは、親がきちんと責任を取ることになります。

被害にあった時には

※ちなみに被害にあった時には、現場の状況の写真を撮っておくと良いです。また、相手の子どもの名前も分かれば聞いておくと尚良しです!

Q: 車や自転車で事故を起こした場合は?

加害者側

3つの責任があります。

「刑事上」…懲役、禁固刑。

「民事上」…損害賠償(弁償)。

「行政上」…自動車免許で責任を取る(減点等)。

被害者側

必ず警察に連絡(人身or物損)、相手側との事故当時の会話の録音、相手方の住所・連絡先・ナンバーを控える(写真で撮っても良い)、現場の証拠写真を撮っておく、病院などの領収書は保管(事故で破損したものは全部請求できる)。

・外国人であった場合は、在留カード(イミグレーションカード)を写真に撮る。



## ★いざというときの相談先「士業(しぎょう)」

士業とは、「弁護士」、「社会保険労務士」、「行政書士」、「公認会計士」、「司法書士」、「税理士」等があり、それぞれ「法律」に基づいて仕事をしています。「法律の困りごと」というと弁護士を想像しがちですが、それぞれ得意分野が異なるだけで、どの士業に相談してもOKだそうです。

気になるお値段は、報酬の自由化に伴い、まちまちですが、大体、弁護士は1時間一万八千円、その他は1時間五千四百円ほどだそうです。

交通事故が起きた場合には、自己解決するよりも、まずは弁護士等の専門家に依頼した方が、メリットが多いそうです。ご自身の保険に「弁護士費用特約」が付いている場合には、是非ご活用を。何か困ったときには、法テラスという弁護士を紹介してくれるサービスがありますよ。

## ★振り返りシートから

・子どものトラブルは、やはり、親のしつけ・監視(監督)が重要だということが分かりました。  
・トラブルが起きたときの対処法に関する知識が全く無かったので、本日の学習はとても勉強になったし、何かあった時に、少し冷静に対応できる気がします。

## ★編集後記

今回は、本当に実になるお話でした。学習って大事だと改めて感じました。 柴田